

平成27年度 第1回 海老名市総合教育会議 次第

日時：平成27年4月5日（日）10：00～

場所：海老名市役所 401会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 大綱策定について

(2) 今後の総合教育会議のテーマについて

4. 閉会

海老名市総合教育会議 構成員名簿

職名	氏名
市長	内野 優
教育長	伊藤 文康
教育委員	海野 恵子
〃	平井 照江
〃	岡部 二九雄
〃	松樹 俊弘

海老名市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、海老名市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(協議・調整事項)

第4条 会議は、次に掲げる事項について、協議・調整を行うものとする。

(1) 大綱の策定に関する協議

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を海老名市教育委員会教育部教育総務課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月5日から施行する。

海老名市教育大綱（案）

【目 標】

「しあわせ」をはぐくむ教育のまち海老名

【基本的な考え方】

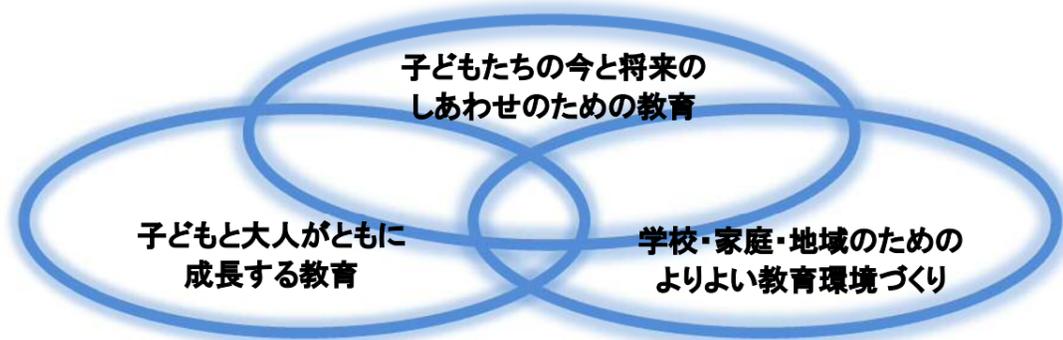
わたしたちは

子どもたちの「しあわせ」

家庭（保護者）の「しあわせ」

学校・地域（大人たち）の「しあわせ」 を「願い」教育を進めます。

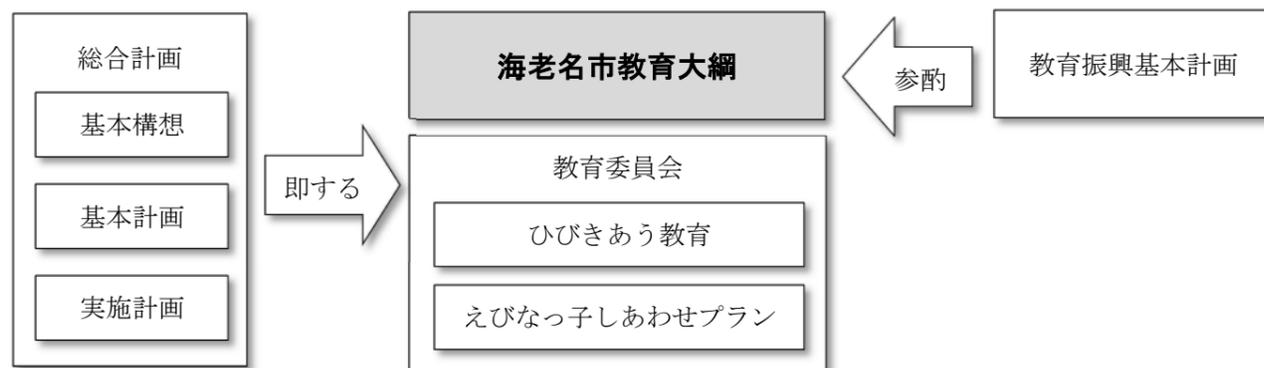
【取り組み】



【計画期間】

4年間（平成27年4月～平成31年3月）

【計画の位置づけ】



【教育施策】

○「えびなっ子」しあわせプランの推進

・「学力」「集団力」「健康安全力」を身につける教育実践

・小中の9年間を見通した教育システムの実施

・海老名型コミュニティスクール「おらが学校」の展開

○子どもと大人がともに学ぶ社会教育の充実

・子ども・学校支援事業の実践

・図書館・文化財の積極的な活用

・学校を拠点とした生涯学習社会と地域コミュニティの再構築

○安全安心な教育環境と新たな学校施設への取組

・安全安心な子育て環境の整備

・義務教育に係る保護者の軽減負担

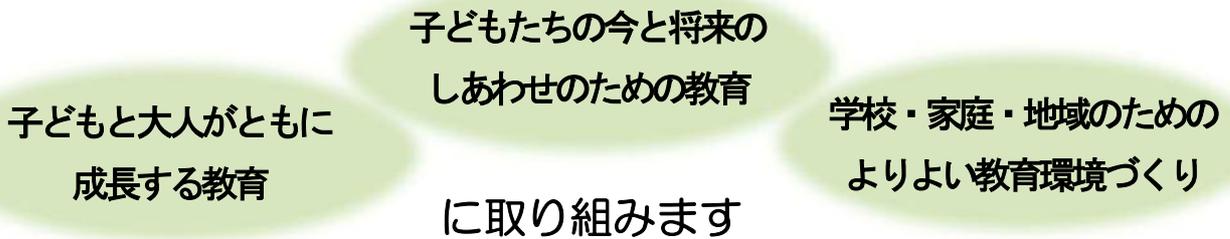
・市民（子どもと大人）が集う学校施設の公共化

「しあわせ」をはぐくむ 教育のまち海老名

わたしたちは

- 子どもたちの「しあわせ」
 - 家庭（保護者）の「しあわせ」
 - 学校・地域（大人たち）の「しあわせ」
- を「願い」教育を進めます

そのために 海老名市として



教育施策の3つの柱

子どもと大人がともに 学ぶ社会教育の充実

- 子ども・学校支援事業の実践
- 図書館・文化財の積極的な活用
- 学校を拠点とした生涯学習社会と地域コミュニティの再構築

「えびなっ子」しあわせ プランの推進

- 「学力」「集団力」「健康安全力」を身につける教育実践
- 小中の9年間を見通した教育システムの実施
- 海老名型コミュニティスクール「おらが学校」の展開

安全安心な教育環境と 新たな学校施設への取組

- 安全安心な子育て環境の整備
- 義務教育に係る保護者の軽減負担
- 市民(子どもと大人)が集う学校施設の公共化